

# 個人情報保護関連の動向

国土交通省 都市局

2023.03.10

## 都市計画基礎調査のオープンデータ化に向けた検討

■ 行政保有データの活用・オープンデータ化促進の観点から、都市計画基礎調査についてもオープンデータ化を推進する取り組みをしてきたが、個人情報該当性の整理が課題だった。令和5年4月から地方公共団体にも改正法が施行されることに合わせ、国として統一的な運用を整理した。



- ・基礎調査結果（特に土地、建物）の個人情報該当性の判断が、各自治体の条例解釈に委ねられており、判断がバラバラ。
- ・3D都市モデルの整備においても課題。

- ・R3年度に個人情報保護法が改正。国、地方公共団体等に分かれていた規律が個人情報保護委員会に一元化。
- ・R5.4から地方公共団体にも改正法が施行されることが決定。
- ・統一的な運用の整理が可能に。

- ・個人情報保護委員会事務局と協議を行い、判断基準の統一、公開（オープン化）に関する方法論を整理。
- ・自治体向け通知の発出。

# 改正個人情報保護法への対応について

## 都道府県・政令指定都市宛て通知（令和5年3月1日付け 国都計第184号 国都政第212号）

（1/2）

国都計第184号  
国都政第212号  
令和5年3月1日

各都道府県都市計画担当部局長 殿  
各指定都市都市計画担当部局長 殿

国土交通省都市局都市計画課長  
（公印省略）  
都市政策課長  
（公印省略）

都市計画基礎調査のオープンデータ化に向けた土地利用現況及び建物利用現況  
の取り扱いについて

近年、都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の規定に基づく都市計画基礎調査については、都市計画決定のための基礎データとしての利用などの従来の活用のみならず、防災や環境など様々な分野における都市のマネジメントのための活用が広がっている。令和2年度からは、国土交通省都市局の主導により、都市計画基礎調査情報をベースとした3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進するProject PLATEAUの取組も開始され、全国における都市計画基礎調査の活用が急速に広がっている。

都市計画基礎調査を様々な分野において活用し、イノベーション創出を図るためには、調査情報のオープンデータ化が重要である。このため、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和2年7月17日閣議決定）や「まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン」（令和4年7月7日都市局取りまとめ）では、都市計画基礎調査情報のオープンデータ化の推進が掲げられている。また、「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）等の各種の政府文書においては、都市計画基礎調査を含む3D都市モデルのオープンデータ化の推進が掲げられている。加えて、地理空間情報一般についても、第4期「地理空間情報活用推進基本計画」（令和4年3月18日閣議決定）において、地理空間情報の秩序ある流通・利活用の実現のためには、適正なオープンデータ化の推進が必要とされている。

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に

関する法律（令和3年法律第37号。以下、「改正法」という。）における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の改正により、従来、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人において、それぞれ異なる法令によって規定されていた個人情報の保護に関する規律を、個人情報保護法に一本化して規定し、かつ、個人情報保護委員会が一元的に当該規律を解釈運用することとなった。本通知は、改正法の施行を見据え、地方公共団体が取り組む都市計画基礎調査のオープンデータ化に関する個人情報の保護に関する事項について、国として指針を示すことを目的とするものである。都市計画担当部局各位におかれては、都市計画基礎調査のうち土地利用現況調査及び建物利用現況調査に係る個人情報保護法上の取扱いについては、その適切かつ円滑な実施に向け、下記事項に配慮されるとともに、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市を除く。）に対しても周知されたい。

なお、本通知は都市計画基礎調査と個人情報保護法との関係を整理したものであり、その他の法令との関係や、調査のオープンデータ化によって個人の権利利益及びプライバシーの侵害が生じないかについては、別途検討が必要であることを申し添える。

また、本件については、個人情報保護委員会事務局と協議済みであることを申し添える。

### 記

#### 1. 対象項目

本通知が対象とする都市計画基礎調査の項目は、「都市計画基礎調査実施要領」（国土交通省都市局）において定める土地利用現況及び建物利用現況とする。

#### 2. 個人情報該当性について

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるものをいう（改正後の個人情報保護法（以下「法」という。）第2条第1項）。

都市計画基礎調査に基づく土地利用現況及び建物利用現況については、個人の氏名等の特定の個人を識別できる情報は含まないが、個々の土地及び建物の位置、用途、面積等の属性情報が含まれ、当該情報が建築確認申請などの内部で保有する情報から取得されたものである場合は、作成主体である地方公共団体において容易照合性を満たす可能性がある。容易照合性を満たすと判断される場合には、個人情報に該当する。

#### 3. 都市計画基礎調査における個人情報の取扱いについて

##### 3. 1. 個人情報保護法における個人情報の利用目的の考え方について

行政機関等は、法令の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため必要な場

# 改正個人情報保護法への対応について

## 都道府県・政令指定都市宛て通知（令和5年3月1日付け 国都計第184号 国都政第212号）

(2/2)

合に限り、個人情報を保有することができる（法第61条第1項）。また、行政機関等は、個人情報の利用目的について、当該個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的に特定しなければならない（同項）。行政機関の長等は、「法令に基づく場合」を除き、原則として利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない（法第69条第1項）。

このため、行政機関が保有する個人情報に該当する情報をオープンデータとして第三者に提供するためには、利用目的にオープンデータ化に関する事項が含まれていることが原則である。

### 3. 2. 都市計画基礎調査における個人情報の利用目的について

① 都市計画法において、都市計画の決定及び変更は都市計画基礎調査の結果に基づかなければならないことが定められている（都市計画法第13条第1項第20号及び第21条第1項）。

② 都市計画は、都市の将来の姿を決定するものであり、土地利用等に関し住民に義務を課し、権利を制限するものであるから、その決定にあたっては、あらかじめ住民及び利害関係者に知ってもらうとともに、その意見を反映させることが必要である。その趣旨から、都市計画では、その決定が住民に理解され、受け入れられることが重要である。このため、都市計画そのものの公表はもとより、その理由の説明についても、住民への情報提供として都市計画制度の運用における重要な要素である（「第12版 都市計画運用指針」（令和4年4月）9頁）。法令上も、住民への情報提供は様々な段階において定められている。都市計画の案を作成しようとする場合には、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとし（同法第16条第1項）、都市計画を決定する際には、その旨を公告し、当該都市計画の案を縦覧に供しなければならないことが規定されている（同法第17条第1項）。また、縦覧の際には、「都市計画を決定しようとする理由を記載した書面」を添付することとされている（同項）。これは、「都市計画決定権者としての説明責任を明確にするとともに、都市計画について住民との合意形成の円滑化を図る」ことを目的とした規定であり、「都市計画の都市の将来像における位置づけ」、「用途地域や都市施設等の具体の配置の理由等について、…当該都市計画の必要性、位置、区域、規模等の妥当性についてできるだけわかりやすく説明するべき」とされている（前掲「第12版 都市計画運用指針」341頁）。

③ 上記のとおり、住民への周知や理解の増進は、都市計画決定及び変更における重要なプロセスとされている。都市計画基礎調査は、都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的なデータを基に都市計画の妥当性を示すものであると解されるところ、都市計画法上、都市計画基礎調査の公開は、都市計画の住民への周知や理解の増進の有効な手段になると想定している。このため、都市計画基礎調査を実施する地方公共団体において

は、これにより取得した個人情報を含む情報の利用目的として、そのオープンデータ化に関する事項を含むことができる。

### 3. 3. 個人情報ファイル簿の取扱について

都市計画基礎調査のオープンデータ化を行う場合には、当該利用について利用目的として特定する必要があるが、法第75条に規定される要件を満たす場合に作成及び公表が必要となる個人情報ファイル簿にも、当該利用目的を記載する必要がある点に留意すること。

### 4. その他の留意事項

本通知は、都市計画基礎調査の実施過程における個人情報の取り扱いについて言及するものではないことに留意されたい。いうまでもなく、都市計画基礎調査の実施に当たっては、法を含む関係法令を遵守する必要がある。

令和5年4月1日に施行される法の運用については、本通知のほか、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」（令和4年1月7日（4月20日改正）個人情報保護委員会告示）、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（令和4年2月4日（4月28日改正）個人情報保護委員会事務局）等の個人情報保護委員会事務局が定める文書を参照されたい。

以上



## 個人情報保護委員会事務局との協議結果

■ 都市計画基礎調査の土地・建物に係る調査項目は、作成主体の地方公共団体において容易照合性を満たす場合、個人情報に該当する可能性があるが、**個人情報であっても適正な手続きを取ることによってオープンデータ化が可能**

### ■ 個人情報該当性について

個人の氏名等の特定の個人を識別できる情報は含まないが、**個々の土地・建物の属性情報**を内部情報から取得した場合、作成主体である地方公共団体において容易照合性を満たす可能性がある。**容易照合性を満たすと判断される場合には、個人情報に該当。**(改正個人情報保護法第2条)

### ■ 個人情報をオープンデータ化する場合の取り扱いについて

・ 保有個人情報をオープンデータ化（第三者提供）するためには、**利用目的にオープンデータ化に関する事項が含まれていることが原則**（改正個人情報保護法61条第1項）。このため、**適切な手続きを行なう必要がある。**

### ■ 公表に当たっての適切な手続き

- ✓ 個人情報保護法に規定される手続きが必要。→**利用目的の特定・変更、個人情報ファイル簿への記載 等**
- ✓ 個人情報の利用目的にオープンデータ化（公開）を含め、当該個人情報ファイル簿の作成及び公表（事務所備付やHP掲載）が必要。
- ✓ 個人情報保護法の運用については、個人情報保護委員会事務局が定めるガイドライン等を参照。

### ■ 留意点

- ✓ 個人情報を取り扱うため、個人の権利利益、プライバシー侵害について配慮。例：空家情報

(参考) 基礎調査の利用目的にオープンデータ化に関する事項を含むことができる理由：  
基礎調査の取扱いに係る条文規定があり、結果を広く公表することが求められるものと整理可能

- ① 都市計画の決定・変更は、基礎調査に基づいて実施。  
**(都市計画法21条、20条)**
- ② 都市計画の決定・変更に住理解は重要な要素。公聴会・説明会や公告縦覧等の情報提供の手続きにより、計画の必要性、妥当性を説明することが求められている。  
**(都市計画法16条、17条)**

- 都市計画基礎調査の目的は、都市の現況及び将来の見通しを定期的に把握し、データに基づき都市計画の妥当性を示すもの。
- **都市計画基礎調査の公開（オープンデータ化）は、都市計画の住民への周知や理解の増進に有効な手段。**

## 改正個人情報保護法の施行スケジュールに伴う準拠規定の変化

令和5年4月

各自治体の個人情報保護条例

【判断の根拠】

都市計画基礎調査情報（土地利用現況、建物利用現況の属性情報）の個人情報該当性、取扱いは、**各自治体の条例に基づき判断する。**

改正個人情報保護法の全面施行  
地方公共団体にも改正法が適用

【判断の根拠】

都市計画基礎調査情報（土地利用現況、建物利用現況の属性情報）の個人情報に該当性、取扱いは、**改正個人情報保護法に基づき判断する。**

今回の通知に基づき、基礎調査のオープンデータ化を実施

具体的には、改正個人情報保護法の規定に基づき、収集する個人情報の利用目的にオープンデータ化（公開）を含め、当該個人情報ファイル簿の作成及び公表（事務所備付やHP掲載）が必要。

（※既に実施済みの基礎調査データについては、個人情報として取り扱いをした上で、利用目的にオープンデータ化（公開）に係る記載の追加が必要。）

## (参考) 個人情報ファイル簿イメージ

個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

<標準様式第1-5> 個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	
行政機関等の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)
	(所在地)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	

- 個人情報保護委員会事務局が作成・公表している「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」において、標準様式として示している。
- 行政機関の長等は、保有する個人情報ファイル（個人情報を含む情報の集合物）について、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。
- 個人情報ファイル簿を作成したときは、当該行政機関等の事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」より  
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220428\\_koutekibumon\\_jimutaiau\\_guide.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220428_koutekibumon_jimutaiau_guide.pdf)

## (参考) 個人情報ファイル簿 記載例

個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

<標準様式第1-5> 個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

①	個人情報ファイルの名称	
	行政機関等の名称	
	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
②	個人情報ファイルの利用目的	
③	記録項目	
④	記録範囲	
⑤	記録情報の収集方法	
	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
⑥	記録情報の経常的提供先	
	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) (所在地)
	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	

主な項目の記載例は以下のとおり。

（記載例：公表資料、建築確認申請書類等の内部資料、現地踏査により調査実施した場合）

### ① 個人情報ファイルの名称

・〇〇県都市計画基礎調査ファイル、〇〇県〇〇市都市計画基礎調査ファイル

### ② 個人情報ファイルの利用目的

・都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行う。  
・都市計画の妥当性についての説明責任を果たすため、調査結果を公表（オープンデータ化）する。

### ③ 記録項目

人口（人口規模、将来人口等）産業（産業・職業分類別就業者数等）土地利用（区域区分の状況、土地利用現況（位置、用途、面積、低未利用土地）等）、建物（建物利用現況（用途、階数、構造、建築面積、延床面積、建築年、耐火構造種別、高さ、空家）、大規模小売店舗等の立地状況等）、都市施設（都市施設の位置・内容等）、交通（主要な幹線の断面交通量・混雑度・旅行速度、自動車流動量等）、地価（地価の状況）、自然的環境等（地形・水系・地質条件、気象状況等）、災害（災害の発生状況、防災施設の位置及び整備の状況）、その他（観光の状況、景観・歴史資源等の状況等）

### ④ 記録範囲

・都市計画基礎調査の調査対象区域内の建物居住者や土地・建物権利者等

### ⑤ 記録情報の収集方法

・公表資料（国勢調査、経済センサス、国土数値情報、農林業センサス等）及び庁内資料（都市計画図書、建築確認申請書類等）、現地踏査により収集

### ⑥ 記録情報の経常的提供先

・〇〇県〇〇部都市計画課、〇〇市〇〇部都市計画課  
・調査結果を公表(オープンデータ化)する〇〇県ホームページ及びG空間情報センターの閲覧者等

参照：「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220428\\_koutekibumon\\_jimutaiou\\_guide.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220428_koutekibumon_jimutaiou_guide.pdf)  
「都市計画基礎調査実施要領(第4版)」<https://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/content/001407542.pdf>